

兵庫県高齢者補聴器活用調査について【追加募集（先着順）】

【医療機関のみなさまへ】

1 趣旨・目的

コロナ禍により高齢者の社会参加活動が低下していることを踏まえ、加齢性難聴有病者の補聴器使用と社会参加活動との関連性を調査します。当該調査のデータ収集のため、補聴器購入費を補助します。

補助を受けるために、耳鼻咽喉科が発行した補聴器の必要性を認める「医師意見書（p.4 参照）」の提出をお願いしています。

診察、検査の実施および本事業の該当者への「医師意見書」の発行のご協力をお願いいたします。

2 補助の条件

（1）補助の対象となる方

次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 兵庫県内に住所を有している方
- ② 令和4年4月1日現在で満65歳以上の方
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④ **耳鼻科医師の診断を受け、補聴器が必要との意見を受けている方**
※ 中等度難聴程度（医師の判断による例外あり）の方が対象です。
※ 検査の結果、身体障害者手帳の交付対象となる方には、各市町の障害福祉担当課へ相談するようご案内ください。
- ⑤ アンケートなど県の調査にご協力いただける方
- ⑥ 調査研究等のため、本事業で県に提出された書類を、県が市町や県が必要と認める関係機関に提供することに同意いただける方

（2）補助の対象となる補聴器等

次の条件をすべて満たすものが対象となります。

- ① 医療機器として認定された補聴器本体と付属品（集音器は対象外です）
- ② **認定補聴器技能者**により本人に合わせて調整された補聴器
※故障・修理・メンテナンス等は対象外です。
- ③ 令和4年4月1日以降に購入された補聴器

3 補助額

上限2万円（市町等が実施する補助制度との併用が可能です。ただし、購入金額から、市町等が実施する補助制度の収入額を除いた金額のうち、上限2万円を補助します。）

4 補助人数

50名（先着順）

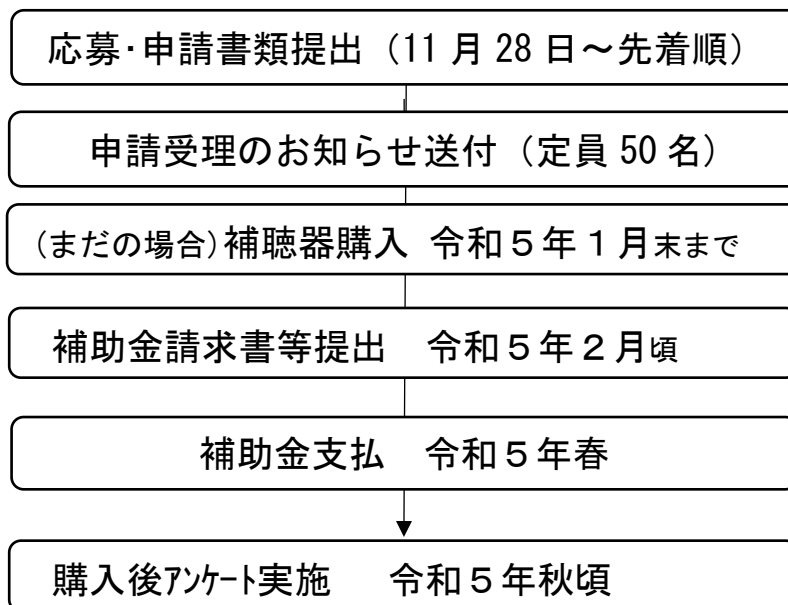
5 応募期間

令和4年11月28日（月）～【先着順】

※定員50人に到達次第、受付を終了します。

患者様には、申込の前に、県ホームページまたは県高齢政策課にお問い合わせの上応募状況をご確認いただくようお願いください。

6 応募から補助までの流れ



【応募書類の入手方法】

- 方法① 県庁窓口（高齢政策課）または以下の機関で入手
 - ・市役所・町役場の介護予防担当課
 - ・近隣の地域包括支援センター
- 方法② 県庁高齢政策課あてにお電話の上、ご希望の郵送先をお伝えください。
- 方法③ 県ホームページ（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/r3hochouki.html>）からダウンロード ※右上のQRコードを読み取ってスマートフォン等からもご覧いただけます。



7 耳鼻咽喉科での聴力検査について

（1）患者様が医療機関に来られたら

- ・患者様は、医師意見書用紙（兵庫県高齢者補聴器活用調査事業用）を持参しています。持参していない場合、前項に記載の方法にて入手するようご案内ください。
- ・保険診療にて診察をお願いします。

(2) 聴力検査の実施

「医師意見書 (p.4)」をご参照の上、聴力検査を実施してください。

(3) 補聴器購入費助成の可否判断について

- ・検査の結果、中等度難聴 (40dB 以上 70dB 未満) を助成対象とします。
- ・40dB 以下の場合でも、総合的に勘案して、補聴器の使用が必要と判断される場合は、対象聴力欄にその理由を記入していただければ助成対象とします。
- ・検査の結果、身体障害者手帳の交付対象となる方には、各市町の障害福祉担当課へ相談するようご案内ください。

(4) 医師意見書への記入等について

- ・補助対象と判断された場合、医師意見書への記入をお願いします。
- ・聴力検査結果欄に、オーディオグラムを貼付してください。また、可能であれば、語音明瞭度 (弁別能) 検査結果も添付してください。(結果確認のため)
- ・記入いただいた医師意見書は、患者様へお渡しください。
- ・渡された医師意見書をどうするかわからない患者様がいらっしゃいましたら、県庁高齢政策課 (下記問い合わせ先) までお問い合わせいただくようご案内ください。

(5) 医師意見書への記入にかかる文書料について

- ・医師意見書は文書料として、医療機関から患者様にご請求ください。
- ・受診料や検査料、文書料等は自己負担となります。県からの補助はありません。
- ・診察及び検査の結果、助成対象とならない場合 (補聴器が不要な場合) は、患者様へ口頭で結果をお伝えいただき、医師意見書への記入 (文書料の請求) はしないようお願いします。

8 補聴器の購入店舗について

本事業の対象となるのは「認定補聴器技能者により本人に合わせて調整された補聴器」としておりますので、以下の場所にて購入いただくことが必要です。

- ・**認定補聴器技能者が在籍している**店舗
- ・病院やクリニックの補聴器外来にて **認定補聴器技能者により調整を受けた場合**も対象
※いずれも県内外を問いません。
※医療機関様で近隣の販売店を把握されている場合は、可能な限り、患者様にご案内ください。

【認定補聴器技能者】

公益財団法人テクノエイド協会が提供する「認定補聴器技能者検索システム」で検索可能です。

(ホームページ)

兵庫県内 https://www3.techno-aids.or.jp/general/tech_search_prefecture.php?p=28

大阪府内 https://www3.techno-aids.or.jp/general/tech_search_prefecture.php?p=27

京都府内 https://www3.techno-aids.or.jp/general/tech_search_prefecture.php?p=26

岡山県内 https://www3.techno-aids.or.jp/general/tech_search_prefecture.php?p=33

鳥取県内 https://www3.techno-aids.or.jp/general/tech_search_prefecture.php?p=31

【お問い合わせ先】 (月～金(祝日を除く) 9:00～17:00)

兵庫県 高齢政策課 地域包括ケア推進班

住所：〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話：078-341-7711 (内線 3106)

FAX：078-362-9470

